演奏権と著作権料の徴収 一JASRAC対音楽教室訴訟を中心として一



元大阪大学大学院経済学研究科講師 西口 博之

目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 演奏権の侵害とその制限
 - 1. 著作権における間接侵害
 - 2. 著作権法第22条 (演奏権)
 - 3. 演奏権に対する制限
- Ⅲ. JASRACと音楽教室事件
 - 1. JASRACによる管理とその業務
 - 2. 音楽教室事件
- Ⅳ. JASRAC対音楽教室訴訟—令和2年2月28日東京地裁判決
- V. おわりに

I. はじめに

JASRAC (日本音楽著作権協会)が、ヤマハや河合楽器等が運営する音楽教室で演奏される楽曲に対して、年間受講料の2.5%を徴収すると発表して以来、音楽教室側は約250社がJASRACに対して徴収権限がないことの確認を求めた訴訟の第一審が東京地裁であった。

JASRACの主張は、著作権法上の第22条の演奏権を根拠として、公衆(音楽教室の受講生)の前で演奏する行為は、この法律に該当するため、著作権料を徴収するというものである。

一方、音楽教室側は、そもそも教育目的での楽曲利用が著作権法で免除されており(第35条)、楽曲教室は教育の場であり、教室での演奏に演奏権は及ばないとの立場で、著作権使用料は公衆(不特定多数)への楽曲利用が対象なので、音楽教室内での受講者(特定少数)はこれに該当しないと主張するものである。